

## 第 9 回泉佐野市教育問題審議会 会議録要旨

開催日時	平成 27 年 5 月 13 日（水）午後 7 時 00 分～9 時 00 分
開催場所	泉佐野市役所 5 階 理事者控室
案件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 開会 事務局より報告</li> <li>・ 案件 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 校区案の検討 C 案について 答申書（案）について 経過措置について</li> <li>(2) その他</li> </ul> </li> <li>・ 閉会</li> </ul>
委員出席者	菅会長 佃副会長 馬野委員 森田委員 橋本委員 作野委員 孫左近委員 高浦委員 冠委員 神藤（勵）委員 芝野委員 谷山委員
事務局出席者	東口教育部長 中下地域連携担当理事 檜葉教育総務課長 茶谷教職員担当参事 明渡学校教育課長 東人権教育担当参事 福島施設担当参事 谷中学校給食推進担当参事

会 長：只今から第 9 回教育問題審議会を開催します。本日の出席者は 12 名で会議が成立しております。では、議題に入る前に、委員の辞任と事務局の異動がありましたので、ご報告をお願いします。

### 《事務局より「審議会委員及び事務局の異動について」報告》

会 長：それでは、前回の会議の議事録について、事前に事務局から委員の皆様へ発言内容について、お配りさせて頂いております。修正等がございましたら、只今、この場で申し出てください。よろしいでしょうか。無いようですので、皆様のご承認を頂いたということで、案件に移ります。次に案件にはいる前に、通学区の見直しに関する地域の動きがありましたので、その件について事務局より報告があります。

### 《事務局より「通学区の見直しに関する地域の動きについて」報告》

会 長：では、案件に移ります。最初に校区案の検討について、事務局より説明をお願いします。

事 務 局：前回の審議会では、C 案をベースに課題等をご議論頂き、「高松西、高松南、中町の一部」、「栄町、若宮町、大西」、および「野々地蔵の一部」の取り扱いなどについての御意見がございましたが、結論には至っておりません。今回、再度、C 案をベースにご議論頂くことになっておりましたので、よろしくをお願いします。

会 長：では、前回に引き続き、C 案について、ご意見、ご質問頂きたいと思っております。これは二つ目の案件の答申書案と密接に関係がありますので、もちろん、この段階でも結構ですし、その案の時でも結構です。いかがでしょうか。C 案の小中学校それぞれの図面をご覧ください。特にこの段階では意

見はございませんか。

委員：C案は前回の会議で最終的にこの形でまとまったもので、それから変更はないですね。

会長：それでは、これより具体的にまとめた答申案として、今回初めて出します。これについて事務局から説明をお願いします。そのあとにご意見頂きます。

事務局：それでは、答申書（案）について、ご説明いたします。

資料の方は、事前に送付させて頂きました、表紙に「泉佐野市における適正な通学区域について」とあるホッチキス止めのものをご覧下さい。表紙をめくって頂きますと、左側に目次がございます。目次につきましては、前回お示ししたとおりとなっております。次のページからは、下にページ番号がふっております。先ず、1ページをご覧ください。「はじめに」ということで、通学区見直しに至った経緯や審議会の進め方等を記述しております。次の2ページからが本文となります。先ず、「1. 現状と課題」ということで、各学校における児童・生徒数の推移や学校施設の状況や学校規模の推移と、それぞれのデータ面から見た課題について記述しております。

(1) 「これまでの児童・生徒数の推移」では、小学校の児童数が、昭和54年度にピークを迎え、減少した後、一旦回復したが、再び減少に転じている状況を説明した後、小学校別の児童数では、佐野台小学校、第三小学校が著しく減少している一方で、日根野小学校、中央小学校が増加しており、中学校別の生徒数では、他の4校が減少しているなか、日根野中学校のみが増減なしである状況を記述しております。次の、(2) 「今後の児童・生徒数の推移（予測）」においては、市全体では、児童・生徒数の減少が予想され、小学校別及び中学校別では、ほとんどの学校が減少するなか、小学校では日根野小学校及び上之郷小学校が、中学校では日根野中学校が微増あるいは現状維持が見込まれるといった状況などを記述しております。3ページ10行目からの、(3) 「現状の学校施設の規模」におきましては、教室数、運動場、屋内運動場の状況について述べております。なかでも、運動場については学校間の格差が大きく、特に、最も狭い日根野小学校では、改善の必要性がある旨を記載しております。4ページ5行目からの、(4) 「今後の学校規模の推移」では、児童数の地域的な偏在が生じ、学校規模の違いが大きくなっている状況と、今後の見込みについて記述しております。小学校では、大木小学校、第三小学校及び佐野台小学校の小規模化と日根野小学校の大規模化が、中学校では、長南中学校の小規模化が懸念されるといった状況を記載しております。次に、5ページからの、「2. 通学区を取り巻く課題」では、本審議会において協議され、5項目に整理されました通学区の問題点と課題について記載しております。まず、(1) 「大規模校、小規模校など、学校規模の差が拡大している通学区域」では、大規模校、小規模校のメリットおよびデメリットを挙げたうえで、学校規模の差によって、学校間による教育条件や教育環境に不均衡が生じている状況を記載しております。次に、(2) 「町を分断した通学区域」では、現行の通学区では、町が通学区域で分割されているところがあり、そのことにより、地域の児童・生徒が同一の学校へ通えない場合があり、地域の様々な活動に支障をきたしているという課題を記載しております。続いて、(3) 「複数の中学校に分断されている小学校の通学区域」ですが、現在、二つの小学校の通学区域が複数の中学校の通学区域に分かれており、中学進学時に友だちと別れてしまう場合があり、生徒に心理的な負担を強いる恐れがある旨を述べております。続いて、5ページの3行目(4) 「通学路の危険性」では、近年、登下校時の環境が大きく変化しており、鉄道や交通量の多い幹線道路の横断などによる危険性が高まっている状況を記載しております。最後の(5) 「通学路の距離」では、現在、通っている学校より、隣接する通学区域の学校の方が明らかに近い状況の地域があり、登下校時の安全面と身体的負担面での課題があることと、第一小学校では電車通学の児童が存在する状況を記載しております。6ページ15行目からは、「3. 適正な通学区域について」となりま

す。ここでは、審議会で協議頂いた内容を踏まえ、通学区域の再編に関する基本的な考え方と留意事項、具体的な再編案、経過措置等を記述しております。まず、(1)「通学区域に関する基本的な考え方」では、児童・生徒数の推移や学校施設の規模、および現在の通学区の課題等を踏まえた通学区域に関する基本的な考え方を、4項目に整理し記載しております。一つ目の項目は、①「大規模校、小規模校の是正」でございます。学校規模の差によって、教育条件や教育環境に不均衡が生じており、教育の機会均等の観点から、大規模校・小規模校の是正を行う必要があります、このことを最優先課題と位置付けています。二つ目は、②「一つの学校から複数の中学校に行くことができるだけ避ける」でございます。生徒の心理的負担と小・中学校の連携の面から、可能な限り、避けるべきとしております。三つ目は、③「可能な限り、町単位での校区編成」でございます。地域コミュニティへの影響を考慮して、可能な限り、町単位で校区編成を行うこととしております。四つ目は、④「鉄道や交通量の多い幹線道路の横断などによる、登下校時の危険性の回避」でございます。児童・生徒の登下校時の安全確保の観点から、可能な限り、鉄道や交通量の多い幹線道路の横断は避けることとしております。次に、(2)「再編時の留意事項」では、通学区再編を行ううえでの留意事項として3項目記載しております。一つ目は、①「学校の統廃合について」でございます。学校は地域における教育コミュニティの核であり、避難所としての防災機能を果たしていること、平成26年度末をもって学校施設の耐震化が完了するなど施設的な改善が進んだことなどから、今回の再編にあたっては、学校の統廃合を行わないことを前提とするとしております。二つ目は、②「小規模特認校について」でございます。現在、自然環境などの特色をもつ大木小学校が小規模特認校に指定されていますが、他の小規模校について、小規模特認校の指定を検討した場合、グローバル化や情報化といった内容的なもので特色を出す必要があります、そのためには、学校施設や人材面で費用がかかることなどから、小規模特認校への指定は行わない方が良いとしております。三つ目は、③「調整区域」でございます。「調整区域を設けることは、同じ町内でありながら、分かれて通学することになり、地域コミュニティ、子どもたちの繋がり、小・中学校の連携等の観点から望ましくないと考えられ、今回の再編にあたっては、極力、調整区域を設けない」としております。8ページ下から9行目からは、(3)「各地域における通学区域の再編について」でございます。各小学校別および各中学校別に再編案を記載しております。各校の特筆すべき状況や課題を少し記述したうえで、新たに通学区域に編入あるいは区域外とする区域について記述するかたちとしております。詳細につきましては、時間の都合上省略させていただきます。なお、再編の内容は、前回までご審議頂いたC案に基づくものとなっております、未確定な部分でございますので、今後、ご審議頂くなかで、内容に変更があった場合は、随時訂正を行ってまいります。13ページの(4)「通学区域の再編における経過措置等について」は、本日、初めてご審議頂くことになっておりますので、空白となっております。このあと、資料をお示しし、委員の皆様のご意見を頂戴したうえで、案文を作成していきたいと考えております。また、最後の「まとめ」につきましても、空白となっております。今後、特筆すべき事項などを整理させて頂いたうえで、作成していきたいと考えております。説明は以上でございます。

会長：まず、現状と課題について、2ページから4ページ、これについては、これまで何度も議論して頂いたものですので、特に大きく変更はなく、事実を明記しているだけですが、何か意見、書き方などについても何かありましたらお願いします。

委員：1の(3)現状の学校施設の規模ですが、泉佐野市は数年後、日根野小学校地域をそのような措置をして頂けるということですか、また、そのような計画はあるのですか。運動場も含めてです。

会長：はい、これも何度も協議したことでありますが、事務局からお願いします。

事務局：それは教室数を新たに確保するのかどうかですね。現時点では具体的な計画はありません。

委員：それでは、どういうタイミングで判断するのですか。

事務局：ここで記載しておりますのは現状の学校規模で、今回のご審議頂くうえでは、この現状を前提としております。従って、現時点では、日根野小学校に限らず、増築や建替えの計画は、平成26年度末の耐震化によって、施設整備は一段落したことになっております。

委員：これまでの審議会はその件は並行して審議されていたと思います。先ほど事務局から報告ありましたとおり、地区ごとに嘆願書等が提出されるなど深刻な内容となっており、日根野小学校のPTA総会の後にこの説明会がありました。そこで、私は審議会として、経過をこれまでの議事録を読み返して、説明させて頂きました。もちろん答申は出ていませんので、経過だけで答えはないことを前提に説明をさせて頂きました。その中で、町をできるだけ分断しないこと、これは資料7ページの③と④にでていますが、可能な限り町単位で校区編成と鉄道や交通量の多い幹線道路の横断などによる登下校時の危険性の回避とあります。どちらを優先すればいいのか、これは観点が違うので比較できないと思います。ただ、審議会としては、どっちに比重をおいて決めるかで、変わってくると思います。そのあたりはどうでしょうか。

会長：これはどっちがかなり優先というふうな形で順番をきちんとつけ始めましたが、しかし、つけられない部分はありますよね。そこが両方同じように絡み合っていたりして。ですからここらへんは少しファジーな部分というか不明瞭なところがあるのは事実だと思います。

委員：説明した時に「なるほど」という意見もたくさんありました。それはやはり地域で築き上げてきたものがあって、日根小校区、日根中校区であったりとか、そういうのもあったので、そのあたりの意見はあとから当然、審議会の答申が終わってからの話で、地域との説明会であったりとか質疑応答があるのかもしれないですけども、そのあたりやっぱり必要でないでしょうか。

会長：今、おっしゃっているところは先のほうに進んでいますので、現状と課題ということで、「現実に狭いですよね」とかですね、そういうところですので、また後でそこにいったときにご意見頂きます。確かに前もありましたように、「増築したらいいじゃないか」とか「体育館を広げたらいいじゃないか」ご意見ありますけども、財政なものともうひとつはこれから始まるであろう少子化とを案配していくとなかなか難しいところなので。

委員：みえないので、これという答えが一としてないので難しいところですけど、そのあたりも可能性があるとと思いながら、進めていかないと。

会長：審議会とすれば、着地点が全方位外交じゃないですけど、いろんなご意見もあろうと思いますけど一番いいところに着地して教育委員会議や議会などで判断して頂くということになると思います。

委員：これ、十分拝読させて頂いて、我々の意見を受けて出来上がっていると思います。ですから今までの経過を概ね反映していると思います。ただ、ひとつ強調点で欠けているところがあるなと思ったのは、基本的な審議会のスタンスですけれども、ここの「はじめに」に書いていますが、「昭和54年の中央小学校の開設に伴う通学区域の変更」、これが36年前なのです。それ以外どうかと言ったら50年から前のままです。それに対して50年前の泉佐野市の状況と、現在及びこれから5年後10年後の考えられる将来、それとのかたちの違いが大きくあるということは当然に認識したと。そこから審議がはじまっていると思います。それを考えた時には、まったく違う状況になっているのではないかと。端的に言えば、泉佐野市自体が大きく変わった理由は関西国際空港の開港ですよ。あれによってインフラは大きく変わったし、それと人口の集中地が変わってきたと。だから日根野周辺地域が副都心化しはじめたという大きな問題がありますね。それらの問題を見据えて、子ども達のため、将来の子ども達のためにどうしたら一番いいのかという、この視点からはじまっ

ていると思っているのです。それ以外のファクターはたくさんありますけどね、町会もたくさんご意見あるといろいろ伺っていますけど、はっきり言って反対意見ばかりで、現状を動かしたくないというのは十分に理解できますけどね。

委員：私もそのスタンスで地域の人間としての意見であれば、地域寄りになってしまいますが、私はそうであってはならないと思っているので、やはり何十年も変わってきてないものが、今、考えないといけない時期にきているのかなというのは、泉佐野市の私たちだけではなくて、泉佐野市全体の地域の皆さんも一緒に考えてもらって、意見を出すということが今回一番かなって思うので。それは一応説明させて頂いたのですが。

委員：それと私たちの議論は、市から出して頂いた資料は全部見ているわけですよ。できるだけ客観的に資料を見ながら、それなりの結論を出したと私は思っています。ここの結論が最後までいくとは思っていませんけれども、審議会としては自分たちの信念に基づいて、将来のためこれが一番いいのだという答えをだせばいいだけだと私は思っています。その解釈を私はしています。

会長：ですから地域のある一カ所にだけリスクを背負わせるのではなくて、全体的に市全体としてリスクを背負うでしょうし、逆にそのメリットも享受できるというような、全方位的に見ないといけないというふうには考えています。他いかがでしょうか。現状と課題というのは事実ですのでこれはゆるがないと思います。次に5ページからはじまります通学区域の課題というのがあります。1番目は大規模校、小規模校になった場合のメリット・デメリット、多くはデメリットですけども。「クラブができない、好きなクラブ活動にもないので入れない」、あるいは大規模化して、運動場も狭くて子ども達がぶつかるというのは、これは何度も報告があったところです。二つ目は町を分断してしまうということです。3つ目が複数の中学校に分かれてしまう。せっかく友達になったのに別々の学校にいかなくてはいけないということ。4つ目が何度もあります事故ですね。交通量等が多い道路が建設されて、事故等が考えられる。あとは距離の問題。ここも今まで何でも審議会でお話頂いた、あるいは討論してもらえたところですので、あまりかわらないとは思いますが、これについてはいかがでしょうか。

委員：別に訂正する所はないと思います、結論でていますので。文言の見直しはあると思います。

会長：次に3番の「適正な通学区域について」ということです。ここからは番号でご意見頂きたいと思えます。まずはじめの適正な通学区域の「(1) 通学区域に関する基本的な考え」ここからご意見頂きたいと思えます。その中でもまず①が大規模小規模化の是正。二つ目が1つの学校から複数の中学校へ。三つ目は可能な限り町単位の校区編成。4番は先程もありましたように交通の危険性。これに関してご意見頂きたいと思えますが、さっきのことと密接に絡み合っているわけですが、いかがでしょうか。

委員：①の大規模校小規模校の是正ということで、一列に並べていますけど、大規模校によるデメリット、小規模校によるデメリットといった時、小規模校によるデメリットのほうが深刻でないのかなと思えます。私の経験から言ったら昔の話という事になるかもしれませんが、市内にも1,000人を超える学校が6校ぐらいあったわけで。今、日根野小学校が1人当たりの運動場が狭いというような問題も確かにあるのですが、昔でしたら他市の小学校ですが2,000人を超えて、廊下や運動場で児童がぶつかるという問題がでたこともあります。しかし、今の日根野小学校は800人台ということで、教育委員会はこれを大規模校と思ったかも知りませんが、私は、過去の例から通常の範囲に思えます。市内の他の小学校と比べて大規模かも知りませんが、24学級ぐらいでしたら、そんなに深刻なことを考える必要もないというような捉え方をしております。むしろ、小規模校である佐野台小学校あるいは第三小学校のように小規模化したところのほうが、デメリットとして深刻化し

ていると思います。同列にみていくこともいかなものかとも思います。それからもう一点は可能な限り町単位の校区編成、これはそのとおりだと思います。東北の大震災の後でも、避難住宅がつくられてきましたが、町内の人みんなこぞって同じ避難住宅へ入れるわけでもなく、コミュニティが崩れていくというような深刻な状況がよくテレビで報道されています。神戸の震災の後でもコミュニティが崩れて、孤独死の方が多くなったというような話もあります。この地域も南海東南海地震が近く想定されている中で、やはり地域のコミュニティづくりというのは、相当な力を入れて市の政策として、やっていかなければならないという状況にある中で、学校と各町、校区編成にあたってその辺よく考えていかなければならない問題かなと思います。この辺はやはり、強調すべき点ではないかと思います。もう一点は4番ですが、最近ご存じの方も多いですが、小学生が下校時、交通事故にあって亡くなったというようなことが4月にありました。そういった面でやはり、この視点も校区編成の中で大事にしなければならない点かなというように思います。以上です。

会長：今、委員から頂きましたのは、①の大規模小規模の是正ということで小規模の方がかなり課題はあるのではないかというご意見で、実は5ページに小規模と大規模のデメリットが記載されております。行政文章になると行が多い方が重視されているというような見方をときにはしますので、例えば、小規模であればいじめ等が発生した場合、クラス替えはできない。あるいはもっと減れば、複式学級、あるいは複複式学級になってしまうとか。学校行事も運動会も色んな種目ができないというようなデメリットがでてきたり、先ほど言いました中学でも、クラブ活動さえ希望するクラブが中学にはなかったり、子どもが少ないからそういうことになると思います。大規模は面積等のことですので、そういう意味ではこちらにしっかりと明記されているので、それを反映した形に少しでも、6ページにつけ加えて頂ければ、今のご意見に対応できるのかなと思います。③の可能な限り町単位、こちらのほうも少し強調して頂きたいということですので、ここも5行程度ですので少し詳しくしてもいいのかなというようにも考えます。

委員：3番目の可能な限り町単位での校区編成について、実は昨年まで私は町会連合の役員をしていましたが、今、各会長から非常に問題があがってきています。先程も要望書の問題があります。だから、可能な限りというこのあいまいな表現をはっきりとしたものにして欲しいのです。私が今言いたいのは、一切町を分断しないというようなものでないと、この中はいいのですが、町会では説明しきれない現状になっているからです。なぜかという町の中で今までは子ども会など、一緒にやってきたものが分断されるとできなくなるからです。これがひとつの大きな問題になっています。まだ結論はでていないので待ってくれというふうには説明していますが、この辺の説明をどのような形でしたらいいのかなと、実は吊るし上げにあっているような状態です。たいへんな問題になりますので、可能な限りの表現を本当に最大限見直して欲しいです。以上です。

会長：この3番の可能な限り、町単位での校区編成についてですが、これについてもこれまで審議してきました。他に意見はありますか。

委員：先ほど、委員が言ったとおりだと私は思います。私たちのこれまで議論した結論は将来を見据えながら総合的に結論を出すということで進めてきました。それを特定の四つの要素がありますが、その中で、今のご意見を尊重しますと第一優先順位が、町を分断しないこと、それが絶対だと条件を入れることとイコールになってしまいます。我々がそれでいいと決めれば、そうなると思いますが、将来の姿などを考慮すれば、それはまずい事だと皆さんは認識されています。大規模校の問題も確かにおっしゃる点はあると思いますが、第一次ベビーブームの時代なんてとんでもない大規模校ですよね。それだって、できたじゃないかって実際できていますよね。それが良かったのかということを考えているはずなのです。私たちの結論からは、ですから適正規模はあるのではないかとい

うことで進めさせて頂いたと思うのです。先ほども申し上げました審議会の結論は、総合的な考え方で推し進めていくのが答えとして正しいと思います。あと結論がどうなるかは別の問題で、色々ご意見あることは存じております。議会でもご意見もあるでしょうし、教育委員会の事務局でもご意見もっておられると思います。審議会はあくまで独立した存在ですので、それはそれなりに皆さんが信念を持ってやればいいのではないかと私は思います。

会長：他の委員の方々、いかがでしょうか。この点について。

委員：先ほどと同じようなことになるかもしれませんが、可能な限り町単位での編成をできるだけ、したくないというのは、地域に住んでいる私の意見ですけど、審議会としての私の意見では、それはイコールではあってはならないと思っているので、それはやっぱり泉佐野市全体をみた上で、審議会としての結論を出し、それがイコールで採用されるかどうかというのはわからない訳ですから、そこは本当に私たちだけで考えるものでもないと思います。ここからは答申が出た後の話になりますが、やはり考えないといけないというのは、私たちだけが考えるべきなのかというところが一番の問題で、何十年も変わってきてないからそれでいいのか、それでしたら何もなくていいじゃないですか。でも今後どうなるかわからないからこそ、継続的改善という言葉がありますので、少しずつでも改善する。これが変更になったとしても、ならなかったとしても、その時に考えたというのがもう改善だと私は思います。そこがこれから先、審議会で答申がおりたからこれが結論付けるわけではないですし、あくまで教育委員会の会議であったり、市議会の決定であったり、あくまでこの答申でいくというのは審議会としての答えとして私は正解だと思うのです。正解だという言い方はおかしいですけど。これが地域の皆さんが聞いたら、じゃあ、審議会で決めたことが通ったじゃないかと言われてもいたしかたない部分で、でも、やはり地域を守りたいというもの、私の気持ちにはあるのです。そこはすごく難しいところで、説明するのもすごく難しかったですけれども。やはりそうなってくると、一番に町を分断するのが優先順位、先程、おっしゃられたように、一番にきてしまったら、それイコール将来の子ども達のためですかということにもなってくるのです。

会長：今のこの6ページ7ページの文章を確認させて頂きたいと思うのですが、一番の大規模校小規模校の是正というところで、最後の文に「このことは通学区域の再編を検討するうえでの最優先課題とします」という一文入れています。これが絶対で、これはゆるぎないという言葉です。そのあとに②以下は「可能な限り」という文言を全部入れてあるのです。「可能な限りひとつの小学校から云々と」3番では「可能な限り町単位」と4番も交通事故等本当に怖いことですが、4番も「可能な限り鉄道など」。つまりとにかく1番が絶対で、2番以降は極力考慮してもやりますという感じなので、そこは今まででもずっと話をしてきましたので、いろんなご意見あることは存じています。

委員：可能な限りという言い方はあいまいな答えではないと思います。

委員：それはどこまでが可能なかわからないです。この書き方では。

委員：だから余地があるという考え方ですよ。

委員：いや、反対だと思います。

委員：それと補足させて頂きますけど、会長おっしゃいましたけど、ここで第1番に大規模校小規模校の是正という問題は皆さん必ずしも前回の審議会の委員ではいらっしゃらないですけど、前回の審議会ではこれを中心をやったわけで、教育審議会としての結論をだしたわけですよ。それをうけて今の審議会が継続していると私は思います。先程文言の訂正がいろいろあり、その部分の書き込みはされてないです。ここで、それを入れれば審議会の基本的なスタンスがでてくると思います。そこからどうしようかという問題が起き、それから再編ですね。大きく見直そうと問題になっているのは。

会 長：今、お話あったように、「可能な限り」をプラス思考で考えるか、マイナス思考で考えるかということによって、確かにぶれることはありますが、しかし第一優先の是正を考えると、どうしても100%というわけにはいかないところがでてくるということで、余地をつくっているということですね。それはもちろん文言でわかって頂けると思います。この段階にきて、「可能な限り」というのをすべて取り除いて1、2、3、4は絶対なのだということを文章にしてしまうと、この地図はまったく意味がないです。またゼロからはじめなければならないということになりますね。ですからこの「可能な限り」を委員も、教育委員会ももちろん事務局も、プラス思考で考えていくということになっていくと思いますが、これをどうしても取り除いてしまうとまったく①が最優先課題にならない可能性がでてくるのです。

副 会 長：私はこの審議会をやりながら、自分が元々教育委員会の事務局の人間だったものですから、この後事務局と市議会との具体的な案づくりのこともいつも考えています。ここで「可能な限り」というのを消してしまって、「すべて町単位の校区編成」という形にしてしまうと、その作業をより困難な状況になってしまうように思います。常に行政というのは、以前よりも改善しようという形で動いていくものですから、「可能な限り」と幅をもたせた表現を置いておかないと、この後の行政の作業と市議会の中での実施案作成作業を縛ってしまう形になると思います。そういうふうと考えてみてはどうですか。

会 長：他の委員の方いかがでしょうか。

委 員：今の「可能な限り」という言葉についての議論がありましたけれども、私はこの審議会に入って議論を重ねてきたその中身は「可能な限り」という言葉に反映されていると思います。「可能な限り」でいろいろなことを検討してきたのがこの何回もの審議会のやり取りの中であったというふうに思いますので、3番4番についてはそういう形で議論は進められてきました。要するに一つの町が分断してしまうということで随分悩んだり、いろんな意見を出し合ったりしながら、C案にたどり着いているというのが私の認識なので、「可能な限り」というのはそういう議論の経過を反映しているというふうに思います。ただ、私が思うのは一番はじめに来た時に、幹線道路とか鉄道とかという形で言えば、幹線道路に線を引いて校区割りをすればいいじゃないかというような考え方も、極端に言えばありますよね。人数だけで言えば、それぞれの地域の子どもの数で施設の数をもっていけばいいじゃないかという議論もありますよね。非常に初期のかなり乱暴なテーマですけども、そういう形でまずそこから考えていこうみたいな議論も当然あると思うのです。でも、学校というところは地域密着で地域の方たちと共に学校をつくっていくというような学校づくりの使命というのがあります。だから、地域の方たちと交流や助け合い、あるいは開かれた地域、そういう学校づくりを進める中でひとつの町がいろんな混在があるとか、もちろん町の子どもの活動も学校は入っていきますからね。だからそういう時に「こっちから先は違いますよ」みたいな話が本当にリアルにイメージできるのかといたら、やっぱりできなかつたのですね。ですから、なんとか、町内会の方たちも、あるいは町の子ども会活動の方たちも、大変苦勞をしてまとめようとして苦勞をされている中で、その部分について行政的に「ここからここ、ここからここ」という感じだったら、本当にその努力については無にするというか、足をひっぱるというかそういうような感じになると辛いという気持ちも私の中にはありましたから、そんな発言もさせてもらってきました。そのあたりも十分に議論したうえで「可能な限り」という言葉で、ここにたどり着いたという意味においても、これはやっぱりそうなのだろうと私は思います。

会 長：はい。いろんなご意見頂きます。たぶんこれは②の(2)の「再編時の留意事項」とも、若干リンクするかなと考えられますので、一旦この基本的な考え方はおいといて、(2)の「再編時の留意



事項について」、お話頂きたいと思います。まず①は「学校の統廃合について」、これはもう学校の統廃合は行わないというのが前提となっています。二つ目、小規模特認校、今、大木小学校が受けていますが、他の小規模校についてそれはしないということ。これもずっと話頂いて結論づいたことです。三つ目の「調整区域」は今までは極力、調整区域は設けないものとするしてきました。この「極力」という所が、先程の「可能な限り」というのと近いかも知れませんが、この2番の「再編時の留意事項について」ご意見ある方がいでしょうか。

副会長：留意事項の三つのうち①と②は政策決定であつたり、財政の問題であつたりして、本当に動かない、これは動かすことが、おそらくこの審議会では無理という部分だと思います。ただ、調整区域のところの「極力」という表現に込められた意味は、(1)の大規模校、小規模校の改善を最優先事項にしているからだと考えます。ただ、保護者が自分である程度の選択を持つという一文がここに入っていますように、やはり審議会をしている私たちだけでは、わからない生活実態や地域の伝統の問題があると思います。前回会議から今日までの2ヵ月の間にたくさんの反応が、それもネガティブな反応が、正式な嘆願書、要望書のかたちで、かなりの人数の要望書でも出ている。今日も傍聴席に今までの10倍ぐらいに増えているものですから、そうするとひょっとすると、ここの「極力」という部分の意味合いを検討して、この生活からくる市民の皆さんのお気持ちを入れることができる幅を、審議会の答申に持たす方がよいということかもしれません。校区編成や廃校問題に取り組んできた市にはいろんな知恵があるとは思いますが、そういう条件等も考慮しながら、この「極力」とい強い表現を和らげるなど幅を持たせることで、このあとの事務局の作業に委ねられるようにするという方法はあるのではないかと考えます。

会長：ということでその調整区域ですね、この「極力」という日本語というのはすごく幅のある言葉ですからね、どちらにもとれますが、そういうご意見、今までも基本的には数合わせ的なところもあって、調整区域はつくらない、設けない方向でということだったが、やはり切り離せない部分もあるだろうというようなことで、この「極力」という言葉も含めて、調整区域ということのを再考したらいかがかというご意見ですが。

副会長：こじれたままで保護者の方が子どもさんを送っていかれた後の新学期と、学校の状況というのは、やっぱり不幸がいっぱいあると私たちはその時考えました。校長先生や担当する教員の人が、保護者と直で向い合うということが、ひとつ前提として審議会も考えてもいいかもしれません。

会長：というご意見ですが、他の委員の方いかがでしょうか。

委員：C案にでているような線引きで、この審議会の案が終わるといふのではなしに、プラスアルファとして、今、お話ありましたような形で、なんらかの形の文章記述を加えて、ある意味言葉適当かどうかわかりませんが、柔軟に対応できるゆとりを持たせておくというようなことですかね。

委員：おっしゃるとおりだと思います。この調整区域というのは調整区域があるからこそ、その小学校に通えたりとか、中学校に通えたりという保護者の皆様の考える幅が増えるわけですよね。子どもたちの人数が少なくて、いじめの対象になるなどの意見もありました。人数が少ないために急に転校になった場合の子どもの心のケアは誰がするのか、当然、家庭や学校、地域全体で話し合わなければならないことです。調整区域というのは、記述しているとおりの、選択できるということで、これは、保護者の方々の心を和らげることになると思います。前回の会議で調整区域があつた案がありましたが、その後の会議を欠席し、なぜ、なくなったのかと思っていました。私は調整区域について詳しくないので、それは無期限で調整区域というものはあるのですか。

副会長：それは市によって選択されたいと思います。

会長：それは次の段階ですから。まず、調整区域を再考するのかどうかというあたりですね。

- 委員：あくまで文章で読むので、ここにどれだけの私たちの思いをつめて、なおかつこの文章で配慮をとるかだと思えます。これを強い言葉で書いてしまうと、「じゅあ、そうなんだ。」ともう決めつけられる。それがすごく意図があつての言葉なのに関わらず、そうではなくて、過去の経緯もなく急に読んだ時に、これはそうだとちょっとはき違えて思われることがすごく残念で悔しいです。なので、言葉は難しいので、「極力」という言葉自身、どうなのかなと私は思いました。
- 委員：調整区域の協議した時にそれなりの議論を進めたように思うのです。市の教育委員会としての立場をはっきりさすということで、そちらの方を優先しようじゃないかという話になりました。そして、ここで審議会の調整区域の結論をいれていきますと、どこを調整区域に入れるのかという問題になってくるのです。そして7つなのか8つなのか、具体的に示さないといけなくなってくると思うのです。そうなってくるとこの審議会が今からまとまるのか、難しくなってくると思います。今、言葉の問題で「極力」というのがきついというのなら、「可能な限り」に変えるなど、そこで、クッションを持たすということになるわけなのです。ただ、結論として、もしこれで調整区域を可能な限り設けられないものとするとしても、今後の議論で認めようじゃないかということで、例をだして悪いですけども、野々地蔵の地域を調整区域にしようじゃないかと、そこで調整区域の人がみんな元の所に行ったとなれば、学区もなくなるのと一緒の結論になります。でもそれはその成り行きということもありますのでね。
- 委員：そこでそういいふうになってしまう、百ゼロで日根野小学校にくる、百ゼロで中央小学校にいくというのは、保護者の判断になってくるじゃないですか。それが審議会として正しい優先順位が小規模校と大規模校を是正するという目的に反していたとしても、それはどうなのだろうとそこも歪みが出てくるのですよ。
- 会長：ですからね、その方々、保護者にすれば「線路を渡らない方がいいよね。」という人もいるでしょうし、逆に「そっちにいけばギューギュー詰めだよ。それでもいいの。」という選択、つまり、教育委員会、行政というのは住民サービスの部分もありますから、ほとんどそれだと思いますけど。ですから、余地はあってもいいのかなと私も思います。
- 委員：この文章の中には「絶対に」というのがないじゃないですか、「絶対に」をつくってしまったら、相談する意味がないので。ただ、先ほどからずっとおっしゃっている「可能な限り」の余地の部分、それが傍からみたら、「あいまいなこと言って」とか言われるかもしれないですけど、そこには深い意味があるということも知ってもらわないといけなくて。あくまでそれは押し通すべきじゃないかなと私は思いますけど。
- 委員：調整区域のことについて「極力」よりも「可能な限り」のほうが緩やかな受け止めがあるということで、そういう表現をいれるということについて、特段の反対をすることではないのですけども、審議会の議論というものは一定あるわけで、調整区域この「極力」のまえに同じ町内でありながらわかれて通学することになり、地域コミュニティや子ども達のつながりや小中学校の連携との観点から、調整区域をなんでもかんでも、ややこしかったら調整区域にしたらいいじゃないかみたいな議論はしてこなかった。それはなぜなのかというと、こういう事が学校に影響があるからだという議論をしてきているわけで、だから調整区域で解決しようという文面ではなくて、やっぱりこの部分はしっかりおさえて頂かないと、2年かけて議論してきたことと今後、いろんな校区を考えているときに、調整区域が無原則に調整区域にすればいいじゃないかという議論を、この答申案がつくってしまうことにならないように、十分配慮して頂きたいなということはお伝えしたいと思えます。
- 会長：この点は今日決めるというわけにはいかないのですが、また、持ち帰って事務局と相談させて頂き、次

回に、たたき台を出して頂きます。直すところはそんなにたくさんないので、次回に事務局からこれを出して頂いて、そこで、また、ここに集中して検討して頂くことにしていいですか。

委員：我々の議論の流れから言えば、恐らく、今、意見がありましたように再編にあたっては調整区域を設けないようにするという結論であったと思います。逆にそれをはっきり記述するのかという問題はあります。ですから、先ほど申し上げたように調整区域を設けたことが答申に載せてあるから、ここも、どこも認めよということになってきて、收拾がつかないこととなります。それは危惧しています。

委員：調整区域について、ある意味、調整区域をつくと私たちは楽になりますね。しかしそれは安易な方法だと思えます。結局、保護者はその選択を迫られるわけですので、仮にこれまではA小学校だったところをB小学校に変えようと思ったら、裏切り者かというような見方をされる可能性もあります。そういう地域だけで、ある子はA小学校へある子はB小学校へ行くというような状況が、安易に「それは保護者の問題でしょう。どうぞ、お好きなように」と言って、この審議会が終わっていいのかなと思います。それでは責任を転嫁しているような印象を受けてしまいます。

委員：ちょっと事務局に質問があります。これまでの調整区域の設定には、一定の条件があると思うのですが、保護者が個々の意見で好き勝手に調整区域として、選択するのではなく、保護者に一任されているということではないと思うのですが。どうなのでしょう。

事務局：以前にもそういったお話あったかと思いますが、その経緯が今となってはわからないというようなものもありますし、一方で町会からの要望というのか、理由がわかっているところで、例えば泉陽ヶ丘は、中央小学校のほうが近いので中央小学校へ入れるようにしてほしいと要望があり、調整区域にしたという経緯がわかっているものもございます。長滝地区の一部につきましても、町会から末広小学校ができた時にそのような要望があったとなど、今、わかっている範囲ですが。

委員：町単位で一定の学校へいくという指導を教育委員会はされているわけですね。

事務局：指導と言いますか、そういった先程から議論になっています地域のつながりということを一定配慮しているところかなと思います。長滝の一部については、町会長の同意のようなものを添えたうえで、申請すれば認められると聞いております。

委員：教育委員会の指導範囲になると思いますが、調整区域を認める場合でも、一定教育委員会として条件を提示していくべきだと思います。そうしないと、やっぱり元の指定校へいきたというような保護者、また、隣近所で違ってくるといようなバラバラの条件がでてくるおそれがあると思いますので、この審議会ではそこまで細かい部分まで指定する必要はないと思います。

委員：それに関して、調整区域の問題だと思うのですが、26号線より下の羽倉崎地域の児童は電車通学で第一小学校へ行きます。ところが同じ地区から上がってきて、末広小学校まで歩いてくる児童もいます。これが不思議ではないのですけども。これは調整区域の問題でしょうか。どういう経緯があるのでしょうか。

会長：その辺事務局は把握されていますか。

委員：実際にそれはあります。先日、羽倉崎の駅で遭遇しました。下から上がってきて電車に乗る子と、そのまま上がって行って末広小学校へ行く子と。こんな不思議なことはないと思うのですけどもね。この辺をまず早急に変える必要があると思います。

会長：無造作に調整区域を設けると、実は学校選択制が入ってくるということになってきます。

委員：ということは、今、私の言っているのは調整区域の問題とっているわけですね。

会長：すべてとは言いがたいところはあります。お兄さんがそこだったからとか、いろいろなしらがみがあると思います。結論はなかなか難しいと思いますけど。少なくとも、調整区域になって、A小学校

B 小学校選択する場合、こちらの方が「面倒見がいいから」とか、こちらの方が「学校が荒れているから」とか保護者はすぐそのような判断をしたいと思います。つまり学校選択制のにおいがしてくるわけです。調整区域をあまりにつくりだすと。しかも事務局がわからないほど古い話をずっと今も引きずっているというところもあるのではないかなと。

委員：事務局も把握できてないのですか。私が聞いているのは、羽倉崎の同じ地域の小学生が上がって来て、片方は末広小学校に行くのと電車に乗って泉佐野の駅まで行くことです。

事務局：通学区の線引きでそういうふうになっておまして、羽倉崎でも線路より山手側と、マンションがあるほうがあり、山手側の地域については末広小学校区、それより浜側については第一小学校ということになっております。

委員：浜側からも、末広小学校まで歩いていっていますよ。

事務局：それはたぶん、弾力的な措置で、ですから線路を渡ってというところまで、サニータウンのところまで線引きされており、線路から浜側に出っ張っているような線引きになります。実際おっしゃるように駅を通過して末広小学校へ通う子どももいれば、そのまま電車に乗って一小に通う子どももおります。

委員：そこから末広小学校まで、小学生の足だったら30分でいけませんよ。

委員：同じ町の中でも何丁目かでわかれているとかそういうところがあります。保護者の方にとっては、同じところに住んでいるのに、なぜ行く学校が違うのかということと不思議がるわけですね。それは住所の地番ではっきり線引きされているということです。

事務局：末広小学校ができた時に、通学区域の線引きをした結果じゃないかと思います。

委員：そういうことは、30年近くそうだったということですよ。そこまで何も意見がでなかったということですか。

事務局：やはり窓口には、羽倉崎地区の方からそういった要望は届いているというふうには聞いています。

委員：そうですね。過去からの情報というのはありますよね。これが突発的なものじゃないというのは、絶対に認識してもらわないといけないところです。絶対に過去からこういうことがあって、少しずつ、考え直して、それを繰り返して、「今回はこうです」というのが絶対に欲しいですね。

会長：ですからそれは課題のところに明記されているように、それだけ課題が肥大化してきたということと、将来を見据えると、絶対このままでは成り立たないというのがわかるので、ここは成り立ったということだと思います。今、調整区域のところを少しご意見頂いていますが、これに関しては持ち帰らせて頂きたいと思います。委員の方々から、この「極力」ということでなくて、「弾力的な運用」とか「可能な限り」とかいろいろな話もありました。ただ、少なくとも調整区域に関してはスタート時点から、100%なくすというよりも、「今のままではいけないですよ」というのはずっとできてきたところですので、それも含めて、あるいは住民感情をいれて、事務局で検討させて次回に提出させてもらってもよろしいでしょうか。もし、まだまだ、お話頂きたいということであれば続けますが、では持ち帰らせて頂きたいと思います。では、先程ありました「可能な限り」ということも含めて、3番の適正な通学区域、そして、その中の基本的な考え方と留意事項はこの辺でよろしいですか。また次回少し検討頂くことになると思いますがよろしく願いいたします。では、次に、具体的な小中学校の再編案がでています。これについて、事務局から具体的に口頭では説明はなかったのですが、これまで、審議して頂いたことを文言化したものです。これは一括して8から12ページをお読み頂いて、意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。この数字も何度も提示させて頂いたものです。

委員：これはC案を具体的に文言化したものとして理解しているのですが、内容に間違いがなければ、そ

れがそれなりの結論になるはずです。

会 長：ただ、これはC案で、再編したあとの数字ですので、ここから少子化していきます。さらに減ってくるようになります。そのことはどこかに記述しなければならないと思います。例えば11ページの佐野中学校は904人から988人になり、これをみると大規模化になっていると思う。しかし、それは、再編直後のことで、以後は減少に転じるなどの記載が必要だと思えます。

委 員：これは(3)の頭のところに明記し、根拠をはっきりさせておいたらいいいと思います。

会 長：ではこの案に関しては、これでよろしいですか。では、もう1点新しい案件があります。経過措置等について先ほど説明して頂きました。資料2をご覧ください。1、「在校生について」を具体的に再度説明をお願いします。

事 務 局：それでは、経過措置等について、ご説明いたします。経過措置は、大きく二つに分けて、いくつか考えられるパターンをお示ししております。まず、「1. 在校生の取り扱い」でございます。①の「一切認めない」は、一切、経過措置を認めず、一斉に新しい通学区に異動することとするものです。②の「在校生は、卒業まで現籍校に在籍可能とする。」は、新通学区の施行時以前に在籍している児童・生徒は、卒業まで、在籍を可能とするものです。③の「ある一定の学年（例えば、小学校5年生、中学校2年生）以上を、卒業まで、現籍校に在籍可能とする。」は、卒業までの残りの期間が1年であるなど、一定の学年以上の児童・生徒は現籍校に在籍可能とするものです。④の「現籍校から転籍することが当該児童・生徒の学校生活に影響が大きいと保護者が判断した場合に在籍可能とするなど、保護者の意見を反映する。」は、一定、保護者の意見を反映するもので、例えば、①の一切認めないと組み合わせ、例外措置とすることも考えられます。次に、「在校生に経過措置を適応する場合の未就学の弟・妹について」でございます。兄弟が別々の学校に通学することによる、保護者の負担増などに配慮するための措置です。①の「一切認めない」は、一切、経過措置を認めず、兄弟は切り離して考えるものです。②の「兄・姉の学年及び弟・妹の年齢を勘案して判断する。」は、一定の期間経過措置を認めるもので、例にありますように、兄弟が同時に在籍する期間や、弟・妹の年齢、兄・姉の学年など、一定、ルール作りを行うものです。経過措置については、他にも考えられるパターンがあるかと思えますので、事務局の例示したパターンに捉われず、ご検討頂ければと存じます。次に、「3. 転校生に対するケア」でございますが、通学区の変更に伴い、転校となった児童・生徒に対して、転校前の友人、先生との交流などのプログラムを実施するなどのケアが必要ではないかと考え、経過措置と関連して、審議会の答申のなかで触れるかどうかなど、ご検討頂きたく、お示しさせて頂きました。

会 長：これは今日がはじめて目にするものですが、在校生については、①の一切認めないから④までありますが、これについてご意見をお願いします。もちろんこの四つ以外でも考えられるものがありましたらそれでも結構です。いかかですか。

委 員：事務局のご意見を頂きたいのですが、ここに案がいくつかあります。これによって、教育委員会事務局の事務作業に大きく差がでてくると思います。それについては、教育委員会として問題はないと考えておられるのか、または、これになると大変など、考えている部分があるのかお聞かせください。どれでもいいのですか。

事 務 局：決定した段階ですぐに作業にとりかかるのは、非常に困難ですが、ある程度方針が決定し、数年後から施行するのなら、学校には当然、負担はかかることにはなりますが、在籍の確認を取ったうえで、学級数や教職員の配置などを決めていくような作業になります。

委 員：今、質問させて頂いたのは、私の個人的な事情です。これはある大学で、学部の再編に関わりまして、そこで、問題になったのは、初年度に入学した学生はどうするのかでした。大学は4年間です

ので、卒業するまでは、その学部は存続させました。それはなぜかという入学したものはその学部で在籍することが権利としてあるからです。ところがもう一つ、留年の問題があり、もう4年間、つまり8年間、その学部を存続しなければならなかった。事務局も置き、記録も残し、教授も配置し、かなりの負担が残るわけです。そのようなことを踏まえて先ほどの質問をしました。教育委員会はそのようなことを気にしないということであれば、自由に協議し決定すればいいと思います。

会長：大学では、学科などの再編はよくあります。入った段階のものはそのまま持ち上がります。つまり、この案では、在校生1年生からは卒業まで同じ学校に在籍することになります。従って、経過措置は6年間で、新1年生からは新校区になるということです。これは大学でよくあるパターンです。

委員：できるだけ、保護者の方が納得するものがありますが、兄弟がたくさんおられると大変ですね。でも、どこかで決めないといけないので、審議会で結論をだすことが必要だと思います。

会長：①の一切認めないというのは選択肢の一つですがこれは無いと思います。③の「ある一定の学年」というのは途中から移っていくということですので、何年か後ですね。

委員：イメージのし難い状況があります。例えば、学校が変わるということはすごく大きな保護者負担もあります。先ほどは事務負担の話もありましたが、確かに事務負担もあるでしょうし、保護者の負担もたくさんあります。それから、子どもの精神的な負担というものもあり、これは本当に大きな問題だと思うのです。ある意味、行政的に無理やり決定をすることになりますから、例えば、体操服も違ってきますし、かばんも通学路も全く違う。そこに金銭的な負担が発生することにもなります。本当によくわからないです。一番いいのは、1年生からだと思います。しかし、そうすると特定の条件の方は二つの学校に通わせることになりますから保護者負担も大きくなるでしょうし、確かにこのことは考えて行かなければならないことですが、これが一番いいというようなことを言えないというのが正直な気持ちです。

会長：そういう意味では、いつからかというのはありますが、②の新1年生から実施ということになります。

委員：新1年生から実施と下の2番の②兄弟関係にも配慮する。これらが、いいのかな。兄や姉がいる間に弟、妹が入ってきて違う学校になるというのは心情的にかわいそうに思います。そのような柔軟性を持ちつつも基本的には新1年生からとすることが一番落ち着くところだと思います。

委員：一般論としては新1年生からでしょうね。

会長：では、1番の在校生については、新1年生から実施ということですね。本日の会議の段階では、そのようにして、次回で煮詰めていきましょう。

委員：①は放っておいても常識的な範囲で、一斉に何十人も市の線引きによって転校するというようなことは市としてもできないと思いますので、②になると思いますが、兄弟の問題で物理的に2校のPTAに属して、運動会などの行事に二回参加する。同じに重なってはどちらかの子どもしか見ることができない。そんなことは親としては有り得ないことですので、やはり兄弟が同時に在籍している場合は当然、同じ学校に通えるようにするべきだと思います。

委員：②については、実際に保護者の意見を尊重してあげたらいいのではないですか。

委員：1の④は、本来は2の③ではないでしょうか。それは、保護者に任せるとのことですね。ただ、②に関しては、6年生までの子が在籍し、次に入学してくる子どもから学校が変わるとなると行事やその他いろいろ大変になると思います。

会長：これはある程度、ルールを決めないと先ほどのような場合や、兄弟の年が離れている場合などルール上複雑です。兄が中学校、弟が小学校でもその弟が兄と同じ学校へ行きたいなどいろいろなパターンがあります。

委員：でも同時に在籍するというのは、小学校中学校合せてのことですから、そういうことも決めないといけないと思います。ただ、小学校が変わると中学校も変わりますよね。そうなってくると、小学校6年中学校3年の9年間で、4年生で9年空いたことになりますよね。中学校はずっとそれでいくということですか。その年数きっちりしないとおかしいですよね。

会長：そこで②の「年齢を勘案する」というのはそこにはめているわけです。これと保護者の意見と、「別にいいよ」という人もいるかもしれませんから。あるいは「年齢が離れているからもういいですよ」という方もおられるので、これは〇歳〇年生というのがありますが、これはシュミレーションしなければ、事務局も読めないですよね。どういうパターンがあるかわからないです。これは基本的には先ほどお話ししたように、1番は新1年生から実施という形にして、二つ目は兄弟の年齢を勘案して判断し、保護者が結論を出すということですね。それをシュミレーションして、これも次回に具体的なものを出して、委員の方々にご判断頂くということではいけないかなと思うのですが、いかがですか。これもまだ結論を出すのは早いと思いますので、今日出てきたものですから。

委員：これはイメージを持たないとわからないですね。

会長：「こういうパターン、こういうパターン、ですのでこうします」というふうに案を提示していきたいと思います。3番ですけれども、「転校生に対するケア」ということで、これをまた具体的に提示していく必要がありますけれども、これは異論がないところだろうと思います。経過措置についてはこのぐらいでよろしいですか。これもまた引き続きご検討頂くということになろうと思います。では、案件の2「その他」に移りたいと思います。事務局より何かございましたらよろしくお願ひしたいと思いますが。

事務局：事務局からは特にございません。

会長：では、以上をもちまして第9回審議会を終了させて頂きたいと思います。長時間にわたりご審議頂きありがとうございました。